

# 群馬県立都市公園における許可等の基準

群馬県県土整備部

(制定 平成27年3月26日)

(改正 令和元年9月25日)

(改正 令和5年4月1日)

## まえがき

群馬県県土整備部は、県立都市公園として次に掲げる5公園を所管しており、その設置目的は公園ごとに異なります。

■敷島公園は、県内最高峰の運動施設を有する競技スポーツ開催の中心的な場所となっており、アマチュアの県大会及び記録会並びにプロスポーツ（日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）、日本野球機構（NPB）他）の公式戦が開催されるなど県民のスポーツやレクリエーション活動の拠点として利用されている運動公園です。

■群馬の森は、貴重な平地林を主体とし、県民が緑の中で人間性を豊かにすることを目的としています。この公園は、幼児用遊具や芝生広場を備えているため子育て世代の利用が多くありますが、平地林の間を散策する年配の方の利用も多くなっています。また、園内には県立近代美術館及び歴史博物館が設置されており、歴史と文化を基調とした総合公園です。

■金山総合公園は、子どもたちの「豊かな心」「健康な体」「考える力」を太陽と緑のもとで創意工夫しながら遊びを通じて育むことを目的としており、多数の大型遊具を設置し、幼稚園、保育所（園）、小学校の遠足や家族連れでの利用が多い総合公園です。

■観音山ファミリーパークは、「豊かな自然の息づく夢とやすらぎのある森の公園」をテーマとし、県民が公園づくりに参加した公園です。この公園は、広大な芝生広場や自然豊かな森を有するとともに、バーベキュー広場、クラフト工房が設置されており、家族のふれあいや親同士の交流、仲間同士、そして、乳幼児から高齢者まで楽しめる広域公園です。

■多々良沼公園は、貴重な生態系を残す自然豊かな環境の中で県民が自然との共生を行うことを目的に設置しています。この公園では自然再生事業も進めており、子どもから大人まで幅広い世代が参加できる環境保全活動、環境学習の拠点となっている総合公園です。

県立都市公園における許可等については、憩いの場である県立都市公園を利用する県民の安全を確保することで、安心して利用していただけることを前提に、公園毎に設置目的や性格が異なることから、公園毎に申請内容を判断することが必要となります。

これらのことを踏まえ、公園内における申請者間の公平性と公正性を保ち、迅速な対応を行えるよう、「群馬県立都市公園における許可等の基準」を定めるものです。

# 目 次

## 【第 1 部 都市公園法に基づく許可等の基準】（設置・管理、占用許可基準等）

I	設置許可、設置許可事項の変更の許可（法第 5 条第 1 項）	1
第 1	施設の一覧	1
第 2	施設設置使用料	1
第 3	審査基準	2
第 4	許可期間の上限	3
第 5	標準処理期間	3
II	管理許可、管理許可事項の変更の許可（法第 5 条第 1 項）	4
第 1	施設の一覧	4
第 2	管理使用料	4
第 3	審査基準	4
第 4	許可期間の上限	5
第 5	標準処理期間	5
III	占用許可、占用許可事項の変更の許可（法第 6 条）	6
第 1	施設の一覧	6
第 2	占用使用料	6
第 3	審査基準	6
第 4	許可期間の上限	7
第 5	標準処理期間	7
IV	不利益処分に係る基準	9
	（別紙 1）	10
	（別紙 2）	11

**【第 2 部 群馬県立公園条例に基づく許可等の基準】**（行為許可、減免基準等）

I	行為許可の審査基準（条例第 4 条）	13
第 1	行為許可の一般審査基準（条例第 4 条）	13
第 2	行為許可別審査基準（条例第 4 条第 1 項に規定する行為）	15
◎第 1 号	物品販売、物品頒布	15
◎第 2 号	募金その他これに類する行為	17
◎第 3 号	業としての写真、映画撮影等	18
◎第 4 号	興行その他これに類する行為	20
◎第 5 号	催しのための公園の全部又は一部の独占利用	21
◎第 6 号	有料公園施設内の広告掲示	23
II	禁止行為に関する基準（条例第 6 条）	27
III	有料公園施設の利用許可基準（条例第 8 条第 1 項）	28
IV	減免基準（条例第 19 条、規則第 10 条の 4）	30
V	指定管理者の利用料金及び利用料金の免除に関する承認基準 （条例第 21 条の 4 及び第 21 条の 5）	32
VI	標準処理期間	32
	（別記様式 1）	33
	（別記様式 2）	34

【凡例】本編における法令等で略称によって場合は次のとおりとした。  
 法…都市公園法 令…都市公園法施行令  
 条例…群馬県立公園条例 規則…群馬県立公園条例施行規則

群馬県県土整備部が所管する都市公園において、都市公園法及び群馬県立公園条例に基づく処分に関する処分は、法令等に定めるもののほか、原則として次に掲げる各事項に適合するものに対して行うものとする。

【第 1 部 都市公園法に基づく許可等の基準】（設置・管理、占用基準等）

I 設置許可、設置許可事項の変更の許可（法第 5 条第 1 項）

法第 5 条第 1 項に定める公園施設の設置許可及び設置許可事項の変更許可の審査にあたっては、次の定めるところによることとする。

第 1 施設の一覧

法第 2 条第 2 項及び令第 5 条に定めるところによる。

※詳細は別紙 1 のとおり

第 2 施設設置使用料（条例別表第 2 第 1 号）

公園施設の種類		単位	金額
船着場		ボート（二人乗り以下）一隻につき 1 年間	620円
		ボート（三人乗り）一隻につき 1 年間	830円
		ボート（四人乗り以上）一隻につき 1 年間	1,030円
		和船一隻につき 1 年間	1,560円
		発動機付ボート一隻につき 1 年間	2,080円
		発動機付船（十五人乗り以下）一隻につき 1 年間	3,130円
		発動機付船（十六人乗り以上）一隻につき 1 年間	5,230円
宿泊施設	敷島公園内のもの	一平方メートルにつき 1 年間	1,030円
	敷島公園以外の公園内のもの	一平方メートルにつき 1 年間	140円
売店（自動販売機を除く。）又は飲食店		一平方メートルにつき 1 年間	140円
その他の公園施設		その都度知事が定める	

注 1 公園施設の面積に一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を一平方メートルとして計算するものとする。

2 一年間を単位として定められている使用料は、使用期間が一年未満の場合は、月割り（使用期間に一月未満の端数があるときは、その月は一月として計算する。）によって計算して得た額とする。

3 認定公募設置等計画に基づく公募対象公園施設の使用料については、認定公募設置等計画に記載された使用料と条例で定める使用料の高い方の金額とする。

### 第3 審査基準

次の1、2及び3のいずれの条件も満たしていること。

ただし、認定計画提出者から認定公募設置等計画に基づく申請があった場合は、上記にかかわらず、許可を与えなければならない。（法第5条の7第2項）

1 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。（法第5条第2項）

(1)公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

(2)公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該公園の機能（住民の休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用）の増進に資すると認められるもの

2 次の(1)～(16)の全てに該当するものであること。

(1)法第2条第2項で定める公園施設に該当すること。

(2)公園の配置、規模及び正確を勘案し、当該公園施設が設置されることとなる都市公園の全体計画に基づき、都市公園の効用が全うできるものであること。

(3)施設を一般の利用に供する際に、その利用について料金をとり、又は物品の販売を行うものについては、料金の額又は物品の種類及び価格等が社会情勢に照らして適正なものであること。

(4)許可を受ける者は、当該施設を設置・管理するのに十分な能力や財産的基礎を有すること。

なお、法人格のない任意団体に対して許可を与える場合は責任を明確にすること。

(5)施設の規模、構造及び外観は当該公園の環境に適合するものであること。

(6)施設は安全上及び衛生上必要な構造を有すること。

(7)特定の会社、会派、流派等の宣伝等(\*)につながる恐れのないこと。

(\*)宣伝等：特定の会社、会派、流派などの主張等を広く世間に知らしめる行為

(例)会社のパンフレットにおいて、園内で売店を設置したことをPRする行為等

(8)宗教に関連した施設でないこと。

(9)公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある施設でないこと。

(10)都市公園の計画上又は管理上支障を及ぼすおそれのある施設でないこと。

(11)遊戯施設で料金を取るもの及びゴルフ場を設ける場合は令第8条第2項で定める敷地面積を有する公園であること。

(12)分区園を設ける場合は、一の分区の面積は50平方メートル以下であること。

(13)宿泊施設を設ける場合は、当該都市公園の効用を全うするため特に必要がある場合に限るものとする。

(14)利用に伴い危害を及ぼすおそれのある施設については、さくその他危害を防止する施設を設けること。

(15)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員からの申請でないこと。

(16)行為による収入が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは許可しないこと。

3 次の(1)～(4)のいずれかに該当すること。

(1)国又は地方公共団体が、公用若しくは公共用又は公益上のために公園施設を設置する場合

(2)当該公園指定管理者が公園利用者の利便性向上又は適切な管理運営のため方針に適合した公園施設を無償で提供し設置する場合

(3)災害その他の緊急事態の発生により、地域自治会やボランティア団体等が応急施設等を一定期間設置する場合

(4)その他知事が設置することが適当と認める場合

#### 第4 許可期間の上限

法第5条第3項で定めるところによる。ただし、公募設置等計画の認定期間（上限20年間）内は更新が保障される。

#### 第5 標準処理期間

許可の種類	区分	許可権者	処理期間
設置（当初）	自動販売機及び設置の期間が1年以内のもの	土木事務所長	15日
	上記以外	都市整備課長	35日
設置（更新）		土木事務所長	15日
設置の変更	許可事項の変更及び更新の許可に係る許可事項の変更（所長委任に係る許可に限る。）	土木事務所長	15日
	上記以外の変更	都市整備課長	35日

## II 管理許可、管理許可事項の変更の許可（法第5条第1項）

法第5条第1項に定める公園施設の管理許可及び管理許可事項の変更許可の審査にあたっては、次の定めるところによることとする。

### 第1 施設の一覧

法第2条第2項及び令第5条に定めるところによる。

※詳細は別紙1のとおり

### 第2 管理使用料（条例別表第2第2号）

公園施設の種類	単位	金額
売店等	一平方メートルにつき1年間	13,800円

注1 公園施設の面積に一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を一平方メートルとして計算するものとする。

2 一年間を単位として定められている使用料は、使用期間が一年未満の場合は、月割り（使用期間に一月未満の端数があるときは、その月は一月として計算する。）によって計算して得た額とする。

### 第3 審査基準

次の1～7の全てに該当するものであること。

ただし、認定計画提出者から認定公募設置等計画に基づく申請があった場合は、上記にかかわらず、許可を与えなければならない。（法第5条の7第2項）

- 1 公園管理者が自ら管理することが不適當又は困難なものであること。又は公園管理者以外の者が管理することが当該公園機能の増進に資すると認められるものであること。
- 2 許可できる相手は、原則として、国、地方公共団体、指定管理者又は公園施設の運営を適切に行い得ると認められる者であること。
- 3 公衆の都市公園の利用に著しい支障がないこと。
- 4 公園計画上又は公園管理上支障がないこと。
- 5 施設を一般の利用に供する際に、その利用について料金を取り、又は物品の販売を行うものについては、料金の額又は物品の種類及び価格等が社会情勢に照らして適正なものであること。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員からの申請でないこと。



7 行為による収入が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは許可しないこと。

#### 第4 許可期間の上限

法第5条第3項で定めるところによる。ただし、公募設置等計画の認定期間（上限20年間）内は更新が保障される。

#### 第5 標準処理期間

許可の種類	区分	許可権者	処理期間
管理（当初）	自動販売機及び管理の期間が1年以内のもの	土木事務所長	15日
	上記以外	都市整備課長	35日
管理（更新）		土木事務所長	15日
管理の変更	許可事項の変更及び更新の許可に係る許可事項の変更（所長委任に係る許可に限る。）	土木事務所長	15日
	上記以外の変更	都市整備課長	35日

## Ⅲ 占用許可、占用許可事項の変更の許可（法第6条第1項及び第3項）

法第6条第1項及び第3項に定める公園の占用許可及び占用許可事項の変更許可の審査にあたっては、次の定めるところによることとする。

### 第1 施設の一覧

法第7条及び令第12条に定める工作物その他の物件又は施設

※詳細は別紙2のとおり

### 第2 占用使用料（条例別表第2第3号）

占用施設等の種類		単位	金額
標識		一基の表示面積一平方メートルにつき1年間	2,080円
電柱（支柱及び支線は、それぞれ一基とする。）		一基につき1年間	650円
変圧塔その他の工作物であって規則で定めるもの		規則で定める単位	規則で定める額
公衆電話		一基につき1年間	1,150円
郵便ポスト		一基につき1年間	480円
管類等の地下埋設物	外口径二十センチメートル未満	一メートルにつき1年間	68円
	外口径二十センチメートル以上	一メートルにつき1年間	100円
特別高圧電線		一平方メートルにつき1年間	36円
工事中施設、工事中材料置場又は競技会若しくは集会等における仮設物		一平方メートルにつき1月	200円
その他占用施設		その都度知事が定める。	

注1 公園施設の面積に一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を一平方メートルとして計算するものとする。

2 一年間を単位として定められている使用料は、使用期間が一年未満の場合は、月割り（使用期間に一月未満の端数があるときは、その月は一月として計算する。）によって計算して得た額とする。

3 一月を単位として定められている使用料は、使用期間に一月未満の端数があるときは、その月は一月として計算して得た額とする。

### 第3 審査基準

次の1～7の全てに該当するものであること。

- 1 公園の利用者に著しい支障を及ぼさないこと。
- 2 当該公園の敷地以外にこれに代わるべき適当な敷地がなく、かつ、必要やむを得ないと認められること。
- 3 令第15条から第17条で定める技術的基準に適合すること。

- 4 公衆の都市公園の利用に著しい支障がないこと。
- 5 公園計画上又は公園管理上支障がないこと。
- 6 法第7条第1項第6号で定める仮設工作物(\*1)による占有の場合、仮設工作物の設けられる場所以外の場所をも独占して使用しようとするときは、その独占使用に係る部分をも含めて、許可を受けるものとする。(\*2)

なお、この場合、本条の許可を受けた部分については、条例第4条第1項第5号の許可は要しない。(条例第5条)

(\*1)仮設工作物：容易に人力で動かすことができない仮設工作物をいう。容易に動かすことができる工作物を用いた占有については、条例第4条第1項第5号に規定する行為として、同条例に基づき許可を要するものとする。

(\*2)

(事例) 【仮設ステージを設置して、音楽イベントを行う場合】

仮設工作物を用いて占有を行うため、仮設工作物以外にも客席部分等を独占使用する場合は、法第6条の占有許可申請を行う。(条例第4条第1項第5号の催しのための独占利用に係る許可は不要)

- 7 令第12条第2項第1号の2に該当するものにあつては、災害応急対策に必要なものであること。

#### 第4 許可期間の上限

令第14条で定めるところによる。

#### 第5 標準処理期間

許可の種類	区分	許可権者	処理期間
占有(当初)	占有の期間が1年以内のもの	土木事務所長	15日
	上記以外	都市整備課長	35日
占有(更新)		土木事務所長	15日
占有の変更	許可事項の変更及び更新の許可に係る許可事項の変更(所長委任に係る許可に限る。)	土木事務所長	15日
	上記以外の変更	都市整備課長	35日

(参考)

◇申請を要しないもの（適用除外）

事業形態	協議の相手方
公園内で県又は指定管理者が施工する工事に使用する場合 (資材置き場、工事用足場等)	道路管理者、 河川管理者等
非常災害等の際し、被災者等を収容するため設けられる仮設工作物の設置 (被災者宿泊テントの設置等)	地元市町村等

## IV 不利益処分に係る基準

不利益処分に係る基準については、以下の理由により設定しない。

### 第1 現状回復等の措置の指示（法第10条第2項）

処分の性質上個別具体的な判断をせざるを得ないため、基準の設定は困難である。

### 第2 監督処分（法第27条第1項）

法令の規定で足りる。

### 第3 監督処分（法第27条第2項）

処分の性格上、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、基準の設定は困難である。

### 第4 監督処分に伴う損失補償の原因者に対する補償額の負担命令（法第28条第4項）

法令の規定で足りる。

### 第5 原因者への費用負担命令（法第13条）

法令の規定で足りる。

### 第6 附帯工事原因者への費用負担命令（法第14条第2項）

法令の規定で足りる。

## 【施設設置・管理】

法第2条第2項		令第5条 (政令で定めるもの)
1号	園路及び広場	
2号	植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの	植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの
3号	休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの	休憩所、ベンチ、野外草、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
4号	ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの	ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
5号	野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
6号	植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの	①植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの ②古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
7号	飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの	飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
8号	門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの	門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設含む）くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国交省令で定めるもの）その他これらに類するもの
9号	前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの	展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国交省令で定めるもの

【占用】

法第7条第1項		期間制限 (令第14条)
1号	電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	10年
2号	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	
3号	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	
4号	郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	3年
5号	非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物	1年
6号	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	3月
7号	前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設（令第12条）	—

法第7条第2項		期間制限 (令第14条)
保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）		10年

令第12条第1項（法第5条の2第2項第6号関係）		期間制限 (令第14条)
1号	自転車駐車場	10年
2号	地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	

令第12条第2項（法第7条第1項第7号関係）		期間制限 (令第14条)
1号	標識	10年
1号の2	食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの	
1号の3	環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省で定めるもの	
2号	防火用貯水槽で地下に設けられるもの	
2号の2	蓄電池で地下に設けられるもの	
2号の3	国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの	
3号	橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	
4号	索道及び鋼索鉄道	
5号	警察署の派出所及びこれに附属する物件	
6号	天体、気象又は土地観測施設	
7号	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	3月
8号	土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1年
9号、10号	省略	

令第12条第3項（法第7条第2項関係）		期間制限 (令第14条)
1号	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第6項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第7項に規定する一時預かり事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第39条第1項に規定する保育所	10年
2号	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第1項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第31条に規定する身体障害者福祉センター	
3号	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター及び同法第20条の7に規定する老人福祉センター	
4号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第23号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第12条に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設及び同条第27項に規定する地域活動支援センター	
5号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園	
6号	省略	



## 【第2部 群馬県立公園条例に基づく許可等の基準】（行為許可、減免基準等）

### I 行為許可の審査基準（条例第4条第1項及び第3項）

#### 第1 一般審査基準

条例第4条第1項及び第3項に基づく行為許可及び変更許可の審査に対する基本的な内容審査にあたっては、次の定めるところによることとする。

##### 1 公園の設置目的等に適合していること

(1)「住民の屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供する」という公園本来の設置目的に反しないこと。

(2)公園施設である園路、広場及び駐車場等の設置目的を無視し、利用者の憩いの妨げになる行為、他の法令の許可を要する場合に当該許可を得ていない行為又は公園の機能に支障を及ぼす行為については許可しないこと。

(3)それぞれの公園の性格、規模、効用、目的等を考慮の上、特に支障のある行為については許可しないこと。

##### 2 公園利用者に危害を及ぼさないこと

他の公園利用者の危険性を増大させる行為及び一般常識に照らして危険な行為については許可しないこと。その他、振動、騒音、悪臭、蛮行その他公園利用者に嫌悪を生じさせる行為は許可しないこと。

##### 3 他の公園利用者及び公園施設の管理の妨げとならないこと

(1)公園の一部又は全部を常時又は長期間定期的に使用し、他の公園利用者が利用できないようにする行為については、原則として許可しないこと。

(2)公園を汚し（軽微なものを除く。）、又は公園施設を損壊するおそれがある行為は許可しないこと。行為の結果、公園にどのような影響があるか予測し、判断すること。

(3)公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為については許可しないこと。

(4)都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為については許可しないこと。

(5)一般来園者の公園利用及び公園施設の管理に支障を来さない箇所、方法で行われるものであること。

#### 4 公共の福祉、公序良俗に反しないこと

- (1) 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの及び人権侵害、差別又は名誉き損となり、又はなるおそれのあるもの、その他公園において行うことが不適切と認められるものは許可しないこと。
- (2) 法令等に違反、抵触しないことは当然として、公園において行うことがふさわしい行為であること。
- (3) 申請に係る行為が公園管理上又は公園周辺の秩序を乱すことが明白にかつ現実に予想されるときは許可しないこと。

#### 5 事後処理が十分になされること

ごみ処理、片付け等が速やかになされることについて、責任者、スケジュールが定められていること。

#### 6 県民の平等利用に努めること

申請内容、条件等が同様であれば、一方を許可し、他方を不許可にする等の不平等な取扱いをしないこと。

#### 7 利用者から料金を徴収する場合は、金額が適正であること

- (1) 他の類似施設及び類似イベントと比較して社会通念上妥当なものと判断できること。
- (2) 申請者が他に類似イベントを実施している場合は、その入場料等徴収金額の分かる資料を添付すること。
- (3) 類似施設イベント等を勘案し、社会通念上妥当でない場合には、収支計画書の提出を求めること。
- (4) 社会通念上妥当なものと判断できる範囲とは、類似施設及びイベントと比較して、均衡を欠くものではないこと。

#### 8 その他

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員からの申請でないこと。
- (2) 行為による収入が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは許可しないこと。

## 第2 行為別許可審査基準（条例第4条第1項に規定する行為）

前項の一般審査基準のほか、条例第4条第1項に規定する行為別の審査に当たっては、次の行為別許可審査基準によるものとする。

なお、使用料については、条例別表2第4号に定めるところによる。

※詳細は別紙3のとおり

### ◎第1号 物品販売、物品頒布

#### 1 定義

「物品販売」とは、商品を有料で販売する行為をいう。

「物品頒布」とは、物品や資料等を無料で配る行為をいう。

これらの行為について、以下「物品販売等」という。

#### 2 審査基準

(1)物品販売等を行うことができるのは、次の公共的団体等に限る。

##### 【公共的団体等】

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体、町内会、青年団、婦人会、当該公園の指定管理者、地域貢献を行う団体等の公共的な活動を営む団体、県内地域密着型プロスポーツチーム、その他知事が認める団体（例：日本野球リーグ加入チーム、日本プロサッカーリーグ加盟クラブ等）

(2)当該公園の周囲の店及び公園施設（売店等）の販売状況等を勘案し、著しくそれらの支障になるような物品の販売でないこと。

(3)物品販売等の内容、種類が公園内での販売として適正なものであること。

(4)物品販売の価格が市場価格と比較して著しく上回らないこと。

(5)各公園内において物品販売等ができる場所は、公園利用者の利用の妨げとならない場所とする。

なお、園内で車両等を用いて移動販売・頒布を行う場合のスペースは、4㎡以内とする（車両等を用いて、一定の場所で販売を行う場合については、使用料の区分のうち、「臨時に施設を設ける場合」とみなして使用料を徴収する。）。

(事例)

- ・ 自転車により、園内を移動して販売する場合  
→ 販売員 1 人につき 1 日の使用料を徴収する。
- ・ いわゆるキッチンカーにより園内を移動せず、販売する場合  
→ 1 平方メートルにつき 1 日の使用料を徴収する。

## ◎第2号 募金その他これに類する行為

### 1 定義

「募金その他これに類する行為」（以下、「募金等という。」）とは募金活動、献血、署名運動、その他これらに類すると知事が認める行為をいう。

### 2 審査基準

募金等を行うことができるのは、次の(1)～(4)の全てに該当する場合とする。

(1)募金等の目的が次の各号のいずれかである場合

- ア 公益的かつ世間一般で有用と認知されたもの
- イ 県内地域密着型プロスポーツチームを支援するため特に必要と認められるもの
- ウ その他知事が特に必要があると認めた場合

(2)実施主体及びその内容が次の各号のいずれかである場合

- ア (1)アを目的とする募金等で、国、地方公共団体、日本赤十字社又は共同募金会が実施主体である場合
- イ 当該公園の指定管理者が公園管理範囲内において(1)アを目的として行う募金等で、国、地方公共団体、日本赤十字社又は共同募金会その他知事が認める団体に送金するもの
- ウ (1)イを目的とする募金等で、県内地域密着型プロスポーツチームが当該チームの支援のために行うもの
- エ その他知事が認める団体

(3)公園管理者が指定した場所において行うもの

(4)実施方法が公園利用者に迷惑を及ぼさないものであること。

### 3 その他

なお、当該行為許可については、減免基準により、使用料を減免することができる。

## ◎第3号 業としての写真、映画撮影等

### 1 定義

「業として写真若しくは映画を撮影し、又は写真の撮影会若しくは映画会を行うこと」(以下、「撮影等」とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 撮影等を職業として行う場合
- (2) 撮影等を行うことにより、結果として収入、報酬を得る場合
- (3) その他撮影等が営利目的で行われている場合

### 2 具体的な取扱区分

内容	自由使用 (申請を要しない)	第三号の業としての写 真又は映画の撮影等
(1) 写真撮影		
ア 記念撮影等		
(ア)一般的な記念撮影等	○	
(イ)社内報や会報のために使用	○	
(ウ)業とする者が撮影し、写真等が個人のために使用されるもの		○
イ 雑誌、カタログ、パンフレット等		○
ウ 広告等の写真撮影		○
エ 新聞等、報道機関による写真撮影	○	
(2) 動画撮影		
ア 記念撮影等		
(ア)個人の一般的な撮影等	○	
(イ)業とする者が撮影し、動画等が個人のために使用されるもの		○
イ 業務のための撮影		○
ウ 映画のための撮影		○
エ テレビ番組のための撮影(報道除く)		○
オ テレビ番組のための撮影(報道)	○	
カ CM撮影		○
(3) 写真撮影会		
ア 業とする者が参加費を取って行う写真撮影会		○
イ 業とする者が参加費を取って行う動画撮影会		○
(4) 映画会		
		○

(事例) (1)ア(ア) 個人のスナップ写真など

(1)ア(イ) 企業内部でのみ使用される社内報や会報等のための写真撮影

(1)ア(ウ) 写真店、結婚式場等によるウェディング撮影、記念撮影等

(1)イ 雑誌等のモデル撮影、各種カタログやパンフレット用の写真撮影

(1)ウ 新聞、雑誌、テレビ等で使用する広告のための写真撮影

(2)ア(ア) 個人の動画撮影など

(2)ア(イ) 結婚記念日などで業者にビデオ撮影を依頼した場合

(2)イ 施行業者等が自社の紹介ビデオとして公園施設や製品を撮影する場合  
(パンフレットやカタログの代わりとしてビデオを使用するような場合)

(2)エ ドラマ撮影、バラエティー番組撮影等

### 3 審査基準

- (1) 公序良俗に反し、又は公園の品位を汚す撮影等でないこと。
- (2) 他の公園利用者に対し、不便を与えるものでないこと。
- (3) 他の公園利用者を排除して行う撮影等とならないこと。

(参考)

◇申請を要しないもの（適用除外）

※申請を要しない場合は、別記様式1により申込みを行う。

ただし、次の1及び2の場合は不要とする。

- 1 県及び指定管理者が本来業務として撮影する場合（業者に委託した場合を含む。）
- 2 工事請負業者が報告書の添付資料等として撮影する場合
- 3 公園施設の設置許可、管理許可又は占用許可を受けた者が、当該許可物件を撮影する場合
- 4 イベント等（行為許可及び有料公園施設の利用許可）により既に許可を受けた者が、当該イベントや使用施設等を記録等のために撮影する場合
- 5 公園の情報発信やPRを目的とする場合（マスコミの取材又は公園の情報発信として有効と考えられるもの）  
(例) (1)新聞、テレビ、雑誌、タウン情報誌、観光ガイド等において、公園を紹介するための取材時に写真等を撮影する場合  
(2)観光協会等の公共的・公益的団体が発行する観光パンフレット等に公園を紹介する場合
- 6 同好会主催で講師を呼んで撮影会を行うもの（講師に謝礼を支払う場合も含む。）

## ◎第4号 興行その他これに類する行為

### 1 定義

「興行その他これに類する行為」（以下、「興行等」という。）とは、興行のうち、公園の敷地を独占して使用せずに行うものとする。

なお、公園の敷地を独占して使用する場合には、法第6条第1項若しくは第3項の占有又は条例第4条第1項第5号の行為として許可を得ることとする。

また、有料公園施設を使用して興行を行う場合は当該許可からは除外する。

### 2 具体的な行為

(1) ウォーキング教室、マラソン大会その他これらに類する行為で、参加者から営利を目的として料金を徴収し、又は宣伝目的のための体験教室、大会等として行う場合。

(2) 観音山ファミリーパークのバーベキュー炉を使用して行う催し

バーベキュー広場における業としての利用は次のア、イいずれかに該当する場合とする。

ア 会社の宣伝目的又は顧客サービスのために開催される催しのための利用

イ 参加者から会費を徴し、業として行う婚活パーティー等

(3) (1) (2) 以外の行為のうち、第5号に掲げる催しを除くもの

※競技会、展覧会、博覧会、音楽会、集会その他これらに類する催しで、当該公園の全部又は一部を独占して利用する場合は、第5号に該当する行為とし、興行等については、公園の全部又は一部を独占せずに行う催しが該当する。

(例：講師主催で行う自然観察会など)

### 3 審査基準

(1) 公園付近の住民の生活を脅かすおそれのあるものでないこと。

(2) 公園内で行われる興行として適切な内容であること。

(参考)

#### ◇申請を要しないもの（適用除外）

同好会等の集まりの中で、講師を呼んで、ウォーキングを行う場合（講師に謝礼を支払う場合を含む。）



## ◎第5号 催しのための公園の全部又は一部の独占利用

### 1 定義

「競技会、展覧会、音楽会、集会その他これらに類する行為」とは次の(1)及び(2)の両方に該当する場合をいう。なお、有料公園施設で行う場合は当該許可からは除外する。

(1)公園内をバリケード等で区分し、他の公園利用者が立ち入ることができないような状態であること。

(2)その場所が専ら特定の行為（競技会、集会及び展示会等の催し）の用に供せられていること。

※展示物が設置される場合や演奏会が催される場合は、展示物が設置されている場所や演奏を行う場所だけではなく、当該展示物や演奏会を視聴するための、その周囲の相当部分も独占して利用する面積に含まれるものである。

※(1)(2)に該当しない場合であっても、団体で集まり、周囲の迷惑になる場合については、行為の中止を求める。

### 2 審査基準

(1)公園全体の独占利用は原則として許可しない。

ただし、公益上必要なもの等、特段の理由があるものについてはこの限りでない。

(2)公園で行われる催しとして適切な内容であること。

(3)催し等を行うことが可能な場所があること。

(4)内容が県民の休息、鑑賞、遊戯、運動、レクリエーションの用に供し、健康の増進、教養の向上等に寄与するものであること。

### ＜仮設工作物を用いて占有する場合＞

仮設工作物(\*)を用いて占有する場合、法第6条第1項に基づき許可を行う。この場合、仮設工作物の設けられる場所以外の場所をも使用するときであっても、本号の許可は要しない。(条例第5条)

(\*)仮設工作物：容易に人力で動かすことができない仮設工作物をいう。容易に動かすことができる工作物(簡易なテント等)を用いた占有については、本号の許可を要する。

(参考)

### ◇申請を要しないもの(適用除外)

#### ＜自由使用＞

1 個人がシートを敷いてお弁当を食べるなどの場合(団体(幼稚園等)で来園し、各々シートを敷いて利用する場合も含む。)

※団体等で他の公園利用者を排除し、利用する場合については、利用の実態により当該行為とみなし、許可を求めることとする。

2 個人等が公園内で簡易なテントを張って利用する場合。ただし、明らかに他の公園利用者の妨げになる場合は、移動を求める等の対応をとること。

## ◎第6号 有料公園施設内の広告掲示

### 1 定義

(1)「広告」とは、次の要件の全てに該当するものをいう。

ア 敷島公園の有料公園施設を利用して開催される競技会などの行事の際に、当該施設内において、掲示されるもの（大型映像装置に映し出すものを除く。）

イ 不特定の入場者に対して、掲示されるもの（\*）

ウ 専ら企業の名称、商品その他これらに類するものを広告宣伝する目的で、掲示されるもの

エ 看板、横断幕、広告等その他これらに類するものに掲示されるもの

（\*）イの場合

（事例1）【社員を集めて、社員の属する会社の運動会を有料公園施設で行う場合】  
運動会における企業名の表示は、特定の入場者（社員）に対して掲出又は表示されるものであるため、許可を要しない。（申請不要）

（事例2）【大会前日に、準備のために広告を掲示する場合】  
入場者がいない状態であるため、許可を要しない。（申請不要）

(2) 1 (1)の規定にかかわらず、次に掲げるものは本基準では広告ではないものとする。

なお、次に掲げるものであっても公園の設置目的に反し、施設管理の妨げになるものについては、撤去を求めることができる。

また、次の「キ」、「シ」又は「ス」に該当する場合は、別記様式2により添付資料を添えて届出るものとする。

ア 法第5条第1項の許可を受けた公園施設の設置者若しくは管理者の名称、商標又は当該施設における自己の営業の内容を表示したもの

イ 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者が管理上の必要に基づき自己の名称等を表示したもの

ウ 寄贈された公園施設等に、社会通念上認められる程度に寄贈者名等を表示し、又は設置したもの

エ 行事用の備品・器具等に表示される企業名等

オ 報道のために表示する報道機関名等

カ 自社・自校選手の応援目的のスローガン等が表示された横断幕等（社名、校名表示のものを含む。）

キ 大会に参加している企業又は学校の社旗等（社旗、団体旗、大会旗、校旗等）

ク 身体又は衣服に付着したゼッケン、ワッペン等（ユニフォームを含む。）

ケ 陳列された商品等

コ 催し等において開催する大会名等を表示したもの

サ 施設名、方向等を表示した案内図板及び入口標識等

シ アマチュアスポーツにおいて、のぼり旗（70 cm×180 cm以下のものに限る。）にチーム名・大会名等を記入した広告で、主催者名、共催者名、後援者名、協賛者名等の表示部分が全体面積の4分の1を超えないもの

ス アマチュアスポーツにおいて、冠スポンサーの表示が義務づけられている場合等大会運営上必要と認められる広告(\*)又は開催行事の普及宣伝等の範囲内で広告を掲示する場合

ただし、横断幕については、合計25㎡以内とする。

セ 第1号の物品販売及び物品頒布又は第2号の募金等を行う際、行為を行う場所において、行為の目的（販売商品、募金対象など）を表示したもの

(\*)大会の運営要綱等の中で会場内に協賛企業名の表示が義務づけられている場合等

(事例) 冠スポンサーの表示が義務づけられている場合など、大会運営上必要と認められる広告物又は開催行事の普及宣伝等の範囲内で広告物を掲示する場合は、使用料を徴収しない。

ただし、横断幕は合計25㎡以内とする。

## 2 掲示の主体

広告を掲出できる者は、敷島公園内の有料公園施設の使用許可を受けた者で、当該施設内への広告掲示に係る許可を受けた者とする。

## 3 許可基準

(1)公園への広告表示に対する県民の理解を得られるよう、広告等は、公園の公共性と信頼性を損なわないものであること

(2)広告等については一切の責任は、申請者が負うものとする

(3)広告表示に係る広告物制作費、設置費、維持管理費及び広告表示終了後の原状回復に係る費用は申請者の負担とするものとする。

(4)広告の表示期間は1年を超えることができない。これを更新するときの期間も同様とする。

(5)広告物の内容及びデザインについては、公園周辺地域の特性に配慮するとともに、周辺地域の美観風致を著しく阻害するものであってはならないこと。

(6)次に定める業種又は事業を営む者の広告の表示は行わないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの及び風俗営業類似のもの

イ 消費者金融や高利貸しに係るもの

- ウ ギャンブルに係るもの（公営競技を除く。）
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）による再生手続又は更正手続中の事業者
- オ 県の指名停止措置を受けている事業者
- カ 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている事業者
- キ 各種法令に違反しているもの
- ク 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している事業者
- ケ その他県立都市公園への広告表示について不適切と認められる者

(7)次に定めるものの広告の表示は行わないこと。

- ア 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- ウ 人権侵害、差別又は名誉き損となり、又はなるおそれのあるもの
- エ 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの
- オ 不当な比較広告又はひぼう中傷等
- カ 消費者トラブル未然防止の観点から掲載が不相当と思われるもの
- キ 著しく射幸心\*をあおるもの \*射幸心：まぐれあたりによる利益を願う気持ち
- ク 意見広告
- ケ あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- コ その他県の広告事業として不適切と認められるもの

(8) 広告等に関する法令（屋外広告物条例等）の規定に違反していないこと。

(9) 広告の構造により、施設本来の機能を損なわないこと。

(10) 大会、催し等の運営に支障がないこと。

## 【条例別表 2 第 4 号に規定する行為許可使用料】

行為の種類		単位	金額
物品販売	公園又は公園施設内を移動して販売する場合	販売員 1 人につき 1 日	740 円
	臨時に施設を設ける場合	1 m <sup>2</sup> につき 1 日	740 円
業としての映画の撮影等		1 日につき	12,900 円
展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用（有料公園施設を除く。）		1 m <sup>2</sup> につき 1 日	10 円
広告（大型映像装置によるものを除く。）の掲示	臨時に設置するもの	1 基の表示面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 日	1,750 円
	その他	規則で定める単位	規則で定める額
その他の行為		その都度知事が定める。	

## Ⅱ 禁止行為に関する審査基準（条例第6条）

### 第1 禁止行為の解除

条例第6条第2号に規定する「知事が許可した」とは、報道取材、学術研究又は公園内の動植物生態調査（委託を含む）等きわめて公共性が強いと認められる場合に限るものとする。

### 第2 条例第6条第9号に規定する禁止行為

条例第6条第9号で禁止する行為とは、喫煙及び裸火の使用を指すものとする。

#### 1 喫煙

マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為をいう。

#### 2 裸火の使用

炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用するものをいう。

#### 【裸火の判断基準】

熱源	裸火に該当する場合	裸火に該当しない場合
気体燃料 （都市ガス、液化ガス等）	左欄の熱源によるもので、 右欄を除くすべてのもの  （例）七輪、石油ストーブ、 カセットコンロ等	直接屋外から空気を取り入れ、 かつ、排ガスその他の生成物を 直接屋外に排出する密閉式燃 焼設備器具（FF型等）
液体燃料（灯油、重油等）		
固体燃料（石炭、木炭等）		
電気	①通常の使用状態で目視した時、赤熱して見える発熱部が外部に露出しているもの  ②外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合に瞬時に着火するおそれのあるもの  （発熱部の表面温度がおおむね400℃以上のもの）	発熱部が焼室、風道又は庫内に面しているもの（トースター、ヘアドライヤー、電気オーブン等）

### Ⅲ 有料公園施設の利用許可基準（条例第8条第1項）

#### 第1 施設利用の一般審査基準

条例第8条第1項で定める許可（利用申込みで足りるものを除く）の申請に対する基本的な内容審査に当たっては、次の一般審査基準によるものとする。

- 1 施設の維持管理の面から当該施設の利用を制限又は禁止している場合でないこと。
- 2 施設を占有する場合において、別の利用（予定）があり、施設の利用ができない場合でないこと。

#### 第2 敷島公園の有料公園施設（独占利用の場合）における審査基準

敷島公園の有料公園施設で独占利用の場合の審査に当たっては、次の審査基準によるものとする。

##### 1 目的内利用の場合

(1) 目的内利用とは、「敷島公園競技施設利用の手引き」に記載された利用方法をいう。

(2) 利用の詳細については、「敷島公園協競技施設利用の手引き」によることとする。

##### 2 目的外利用の場合

(1) 目的外利用とは目的内利用以外の利用方法をいう。

##### (2) 審査基準

ア 内容が住民の休息、鑑賞、遊技、運動、レクリエーションの用に供し、健康の増進、教養の向上等に寄与するものであること。

イ 入場料等を徴収する場合は、料金が適正であること。

ウ 公衆の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある催しについては許可しないこと。

エ 都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある催しについては許可しないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員からの申請でないこと。

カ 行為による収入が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは許可しないこと。



(3) (2)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。

- ア 過去の開催された催し等で騒動を引き起こし、暴力的行為又は違法行為を行ったことが明らかな団体又は構成員が参加する予定であるとき。
- イ 参加人数が施設内に収容できないと認められるとき。

## IV 減免基準（条例第19条、規則第10条の4）

条例第19条の使用料の免除については、規則第10条の4第1号の規定による場合のほか、同条第2号中「知事が特別の理由があると認めるとき」の規定について次表のとおり定める。

### 第1 有料公園施設使用料

	用途・目的	減免の対象となる使用料	減免率	備考
1	県、県教育委員会(*1)又は知事が認める団体(*2)が主催又は共催事業に伴い公園を利用する場合で、参加者から参加費用を徴収しない場合あるいは当該事業開催のための補助金が支出されていない場合	条例別表第4第1号イ(2)及び第2号(バッテリー自動車に係るものを除く。)	全額	
2	災害、その他緊急やむを得ない事態の発生による応急施設として使用する場合		全額	
3	特に必要があると認められるとき		その都度知事が定める	

(\*1) 市町村教育委員会や学校は含まない。

(\*2) 県職員が兼務し、実質的に県が運営する団体

### 第2 許可を要するもの（設置・管理、占用、行為）

	用途・目的	減免の対象となる使用料	減免率	備考			
1	国、県、他の地方公共団体又は知事が認める団体						
	(1) 国、県、他の地方公共団体又は知事が認める団体(*)が公共の用に供するため公園敷地を占用する場合（その性質上、やむを得ないと認められるもの）				工作物等の 占用許可 (法第6条関係)	全額	水道管、下水道管等の埋設等
	(2) 国、県、他の地方公共団体又は知事が認める団体(*)が公園施設を設置又は管理する場合で、都市公園の機能増進に資するもの				設置又は管理許可 (法第5条関係)	全額	陳列館、体験学習施設の設置等
(3) 令第5条第8項で定める施設及びこれらに附属する工作物で、公園管理者以外の他の防災計画策定者の設置するもの	○設置又は管理許可 (法第5条関係) ○工作物等の占用許可 (法第6条関係)	全額	市町村の防災計画上の位置づけで設置する施設（備蓄倉庫、貯水槽等災害応急対策に必要な施設）				
2	兼用工作物の効用を高めるための物件で知事が必要と認めるもの	工作物等の占用許可 (法第6条関係)	全額	自転車道、駐車場等兼用工作物内の標識など			

	用途・目的	減免の対象となる使用料	減免率	備考
3	<p>県若しくは県教育委員会が主催又は県若しくは県教育委員会と他の団体で共催事業を行う場合で、次の視点から減免が妥当と考えられるもの。</p> <p>(1) 本県の活性化やイメージアップにつながるもの</p> <p>(2) 県の観光、生活、文化、芸術の振興を目的とするもの。</p> <p>(3) 都市公園の効用を著しく高める催し等</p> <p>(4) その他県及び県民全体にとって共通の利益享受となるなど、公益性を有しているもの。</p>	<p>○設置又は管理許可 (法第5条関係)</p> <p>○工作物等の占用許可 (法第6条関係)</p> <p>○行為の許可 (条例第4条関係)</p>	全額	<p>・県が実行委員会に参画するフェスティバル事業等</p> <p>・公園管理者としての県は除く</p>
4	<p>指定管理者がその管理する公園において、知事の同意を得て利用者利便の向上を図り、かつ、都市公園の設置目的を効果的に達成するため、公園施設を設置、管理、若しくは工作物等を占用する場合。</p>	<p>○設置又は管理許可 (法第5条関係)</p> <p>○工作物等の占用許可 (法第6条関係)</p>	全額	<p>・公園の利活用に資する施設の設置等</p> <p>・周辺公共施設と共用の案内サインの設置等</p>
5	<p>募金その他これに類する行為について、条例第4条第1項の許可を受けた者</p>	<p>○行為の許可 (条例第4条関係)</p>	全額	<p>行為許可審査基準に基づき、許可を受けた者の行う募金</p>
6	<p>敷島公園の有料公園施設を使用して競技会等を行う場合で、競技の一環として、短時間園内を占用する場合</p>	<p>○行為の許可 (条例第4条関係)</p>	全額	<p>事例1、2参照</p>
7	<p>その他知事が特別の理由があると認める場合</p>	<p>○設置又は管理許可 (法第5条関係)</p> <p>○工作物等の占用許可 (法第6条関係)</p> <p>○行為の許可 (条例第4条関係)</p>	その都度知事が定める	<p>例) 映画撮影等で特に観光に寄与すると認められる場合</p>

(\*) 次のいずれかに該当する団体とする。① 県職員が兼務し、実質的に県が運営する団体

② 県の事務又は事業を代行し、補佐する団体 ③ 法令により義務的に設置され、県の指揮監督を受ける団体

④ 主として県の補助、出資等により運営される団体

(事例1) 【参加費を徴収して行う県主催のマラソン大会で、有料公園施設を使用し、また園路をマラソンのルートとして、独占せずに利用する場合】

○有料公園施設使用料→施設の利用許可を行い、使用料を徴収する。

○園路の使用→条例第4条第1項の制限行為に該当しないため、許可不要。

(事例2) 【中学校が行うマラソン大会で、有料公園施設を使用し、また園路をマラソンのルートとしてバリケードを用いて独占して使用する場合】

○有料公園施設使用料→施設の利用許可を行い、使用料を徴収する。

○園路の独占利用→条例第4条第1項第5号の許可を行う。使用料は、減免基準第2第6号により減免可能。

## V 指定管理者の利用料金及び利用料金の免除に係る承認基準 (条例第21条の4第3項、条例第21条の5第2項)

指定管理者が定める利用料金の額及び利用料金の免除に係る基準（以下、「利用料金等」という。）の承認については、次のとおり定めることとする。

### 第1 承認申請

指定管理者が利用料金等の設定又は変更の承認を求める場合は、知事が別に定める様式により申請することとする。

### 第2 承認基準

知事が利用料金等について承認する基準は次のとおりとする。

- 1 公園の設置目的に照らし、明らかに逸脱する内容でないこと。
- 2 特定の利用者に対し、便宜を供する内容でないこと。
- 3 その他知事が不相当と認める場合については、承認しないこととする。

## VI 標準処理期間

条例に基づく許可及び承認に係る標準処理期間は次表のとおりとする。

許可の種類	許可権者	処理期間
条例第4条第1項及び第3項の制限行為の許可	土木事務所長	15日
条例第6条の禁止行為の許可	土木事務所長	15日
条例第8条第1項の有料公園施設の利用許可	土木事務所長	15日
条例第19条の減免（所長委任に係るものを除く。）	都市整備課長	35日
条例第19条の減免（条例第4条第1項及び第3項の許可に係るもの及び第8条の許可に係るもの）	土木事務所長	15日
条例第21条の4第3項の利用料金の承認	都市整備課長	35日
条例第21条の5第2項の利用料金の減免基準の承認	都市整備課長	35日

## 公 園 撮 影 申 込 書

令和 年 月 日

群 馬 県 知 事 あ て

利用者（団体）名

所 在 地

代 表 者 の 氏 名

電 話 番 号

公園内で撮影を行いたいのので、下記のとおり申込みます。

記

撮影日時	令和 年 月 日 ( ) 午前 時 分 ~ 午前 時 分 まで 午後 時 分 ~ 午後 時 分 まで
場所	
参加人数	
雨天時 ○をつけて ください。	決行 ・ 中止
当日の流れ	

※公園管理者欄（記入しないでください。）

確認・連絡事項	
行為許可申請書	
受 付	令和 年 月 日 ( ) 受付担当者名

## 有 料 公 園 施 設 内 掲 示 届 出 書

令和 年 月 日

群 馬 県 知 事 あ て

利用 者 ( 団 体 ) 名

所 在 地

代 表 者 の 氏 名

電 話 番 号

有 料 公 園 施 設 内 で 掲 示 を 行 い た い の で 、 下 記 の と お り 届 出 ます 。

記

掲 示 日 時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 から 年 月 日 ( ) 時 分 まで
掲 示 場 所	
掲 示 物 ※ 該 当 す る 番 号 に ○ を つ け て く だ さ い 。	1. 大会参加企業又は学校の社旗等（社旗、団体旗、大会旗、校旗等） 2. チーム名・大会名等を記入した広告で、主催者名、共催者名、後援者名、協賛者名の各表示部分が全体面積の4分の1を超えないもの 3. アマチュアスポーツにおいて冠スポンサーの表示が義務づけられている場合等大会運営上必要と認められる広告又は開催行事の普及宣伝等の範囲内で広告を掲示する場合
添 付 資 料	1. 掲示物の図面、写真等 2. 大会概要、大会運営要綱等

※公園管理者欄（記入しないでください。）

確 認 ・ 連 絡 事 項	
有 料 公 園 施 設 使 用 許 可 申 請 書	有 ・ 無（無の場合の届出は無効）
受 付	令和 年 月 日 ( ) 受付担当者名